

中型免許制度に係る無免許運転防止の注意喚起について

平成 19 年 6 月の道路交通法改正による運転免許制度の変更（「中型免許」の新設）以降、中型免許を所持しない運転者に中型トラックを運転させたなどとして、当該事業所の管理者が、道路交通法違反（無免許運転）容疑で書類送検されるという事案が発生しております。

当該事案は運転手が起こした交通事故をきっかけに発覚したとのことですが、免許や車両要件の錯誤等により、意図せず中型免許の必要な車両を無資格運転したことで「無免許運転」となるケースもあるようです。特に、トラック（シャシー）部分は、環境性能を高める機能の付加等により、「車両重量」が増加傾向にあり、「最大積載量」をそのまま維持しようとする、「車両総重量」が増加してしまい、普通自動車の「車両総重量」の上限を超えてしまうことがあります。（別紙 1 参照）

運転者の所持する免許区分にて運転可能な車両区分と乗務する車両区分の適合状況について、免許証・車検証により確実に確認することが必要です。（別紙 2,3 参照）

また、無免許運転に対しては、平成 25 年 12 月 1 日施行の改正道路交通法で罰則が強化され、事業所で無免許運転の下命・容認などの事実があれば、厳しく処罰されることとなります。（別紙 4 参照）

つきましては、会員様企業におかれましては、運転者の所持する免許区分と乗務する車両区分の適合状況について、確実に確認されますようお願い申し上げます。

〈添付資料〉

- ・別紙 1 「架装減トン問題」（警察庁 HP (http://www.npa.go.jp/koutsuu/menkyo/kamotsu_menkyo/01/04_siryuu.pdf) より)
- ・別紙 2 「中型免許制度の概要」（警察庁 HP (<http://www.npa.go.jp/koutsuu/menkyo12/gaiyo.pdf>) より)
- ・別紙 3 「車両総重量と運転免許区分の関係」（警察庁 HP (http://www.npa.go.jp/koutsuu/menkyo/kamotsu_menkyo/01/04_siryuu.pdf) より)
- ・別紙 4 「道路交通法の改正ポイント」（一般財団法人広島県交通安全協会 HP (http://www.hiroankyo.or.jp/common/news_paper/news_houki/news_houki_H251201_2.pdf) より)